平成２５年（フ）第２１２号
群馬県渋川市赤城町上三原田110番地
破産者　有限会社赤城運輸
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１２号
千葉市中央区中央３丁目10番６号北野京葉ビル９階
破産者　株式会社エリアヒューマンライフサービス
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４８号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目35―12―302
破産者　岩本　達雄
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２５号
千葉県千葉市中央区中央３丁目10番６号
破産者　株式会社イワフジ
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８４号
大阪市住之江区新北島２丁目６番３号
破産者　株式会社ジェイライン
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５７号
大阪市西淀川区福町２丁目５番29号
破産者　有限会社カープロデュース・フォース
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３６号
大阪市平野区瓜破７丁目２番38号
破産者　有限会社エイシン電機
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９号
大阪市西区新町３―６―17ＧＳハイム1103号
破産者　株式会社Ａ―ｃｕｅ
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９号
大阪市淀川区西中島６丁目５番22号
破産者　株式会社ＯＳハウジング
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２６号
奈良市若葉台４丁目３番40号
破産者　株式会社マスターズインク
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４４号
大阪府枚方市出口２丁目38番13号
破産者　株式会社ＴＡＧＡＷＡ
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４号
堺市南区桃山台１丁３番４―106号、前住所堺市南区三原台２丁５番９号フジパレス三原台402号
破産者　溝口　健二
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
岡山県津山市くめ50番地71
破産者　株式会社ベストサンプル
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５０号
北九州市小倉北区黒原２丁目７番８号
破産者　有限会社恋善
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２１号
鹿児島県霧島市隼人町内413番地　ＫＵハイツＡ―201
破産者　鎌田千鶴子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎１丁目１番９号第51与野ハイツ102
破産者　株式会社ＳＯＵＴＥＮ
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１５７号
東京都台東区上野１丁目11番９号
破産者　株式会社アイティー
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０６号
東京都昭島市武蔵野３丁目４番12―307号
破産者　本田ひろみ
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０７号
福井県坂井市丸岡町山口第50号22番地
破産者　株式会社ネイチャー６
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
岐阜県美濃市前野184番地
破産者　須田　仲昭
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の125
破産者　鈴木　録郎
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４５号
滋賀県長浜市鐘紡町１番２―1001号
破産者　有限会社クックパレット
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係